

被覆期間の変更

加入申込時に申請した被覆計画が変更になる場合は、すみやかに組合にご連絡ください。

被覆期間が変更になり、掛金の追加徴収が必要になる場合は、変更の通知をした日から**2週間以内に追加掛金の払込**をお願いします。

次のような場合には、共済金の全額または一部をお支払い出来ないことがあります。

*被覆期間の変更を通知しなかった場合

*払込期限内に、追加掛金の払込がない場合の災害

自動継続特約

自動継続特約を申し出た方は、翌年度以降は加入するか否かの意思確認が省略されます。

ただし、毎年加入内容をご確認いただき、変更する場合は必要書類への押印が必要となります。

園芸施設の設置に係る全ての補助事業で農業保険等(※)への加入が要件化されました

国や県の補助事業(経営体育成支援事業、産地パワーアップ事業、次世代施設園芸拡大支援事業、強い農業づくり交付金等)は、園芸施設共済等に加入しなければ、受けられなくなりました。

(※)農業保険等とは、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証のこと

重要事項について

○共済金のお支払いについて

農業共済制度は、行政の指導・監督のもと、組合と国の2段階による責任分担を行って危険分散を図るなど共済金の確実な支払いが出来る仕組みを採っておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部をお支払い出来ないことがあります。

1. 加入者が通常すべき管理、その他損害防止の義務を怠ったとき及び損害防止の指示に従わなかったとき
2. 加入申込みの際等に、重大な過失等によって不実の通知をしたとき
3. 被害発生時に組合への通知を怠り、または、重大な過失等によって不実の通知をしたとき
4. 被覆期間の変更を組合に通知しないとき
5. 払込期限内に、追加掛金の払込がないとき
6. 組合の財政状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

○個人情報の取扱いについて

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た個人情報については、山梨県農業共済組合(以下、「組合」と言います。)が引受の判断、損害防止、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、農地情報整備事業、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。

また、組合が実施する他の共済の案内等のために、業務に必要な範囲で利用することがあります。

なお、法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

掛金の目安 (設置面積1,000㎡/3年経過/小損害不てん補の金額3万円/被覆期間12ヶ月の場合)

■ガラス室



	時価額のみ	時価+復旧費用		
		時価額分	復旧費用分	合計
共済金額(円)	13,276,000	13,276,000	1,810,000	15,086,000
農家負担掛金(円)	5,000	5,000	1,400	6,400

■鉄骨(低コスト耐候性)ハウス:硬質フィルム



	時価額のみ	時価+復旧費用		
		時価額分	復旧費用分	合計
共済金額(円)	7,014,000	7,014,000	720,000	7,734,000
農家負担掛金(円)	17,600	17,600	2,200	19,800

※別途、事務費賦課金をいただきます。

※撤去費用に加入する場合は、別途掛金が必要となります。

■パイプハウス:農POフィルム



	時価額のみ	時価+復旧費用		
		時価額分	復旧費用分	合計
共済金額(円)	2,280,000	2,280,000	216,000	2,496,000
農家負担掛金(円)	38,800	38,800	5,300	44,100

■鉄骨(耐候性)ハウス:合成樹脂板



	時価額のみ	時価+復旧費用		
		時価額分	復旧費用分	合計
共済金額(円)	9,010,000	9,010,000	788,000	9,798,000
農家負担掛金(円)	31,100	31,100	2,900	34,000

※主要骨材や被覆材、またはその経過年数によって補償額は異なります。

※小損害不てん補の金額・被覆・未被覆期間・危険段階掛金率によって、掛金等は異なります。

●お問い合わせはお近くのNOSAI(農業共済)へ



中央支所 ☎0553(22)5056 〒405-0005 山梨市小原東1333-1

南アルプス支所 ☎055(282)0443 〒400-0306 南アルプス市小笠原1339-1

北部支所 ☎0551(23)1111 〒407-0001 韮崎市藤井町駒井3206-1

富士支所 ☎0554(45)6611 〒402-0056 都留市つる5丁目2-21

NOSAI 山梨

山梨県農業共済組合 本所 ☎055(228)4711

NOSAI 園芸施設共済

あなたの大切な
資産を守るために
園芸施設共済へ
加入しませんか



補償内容

時価額を補償します。

園芸施設共済の補償額は、再建築価額の80%までになります。
時価額を補償する仕組みなので、経過年数に応じて減価償却を反映して補償額を算定します。

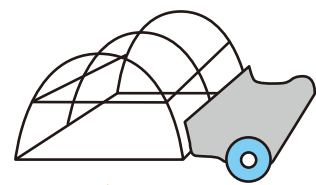
復旧費用への加入で、さらに安心の補償!!

被害に遭った際の修繕などに備えて、「復旧費用」に加入することができます。
時価額補償に追加することで、耐用年数内なら再建築価額の80%まで、
耐用年数以降も再建築価額の60%までを補償いたします。

加入できるもの

特定園芸施設(本体+被覆材)

内部で農作物を栽培するための、
プラスチックハウス、ガラス室、
雨よけ施設、多目的ネットハウス

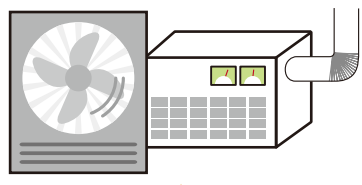


復旧費用

ハウス本体(附带施設も加入した場合は附带施設を含む)

附带施設

暖房施設、換気施設、かん水施設、
自動制御施設など



撤去費用

ハウス本体・附带施設の解体や
廃材の撤去・処分に関する費用



施設内農作物

施設内で栽培されている野菜、花き



特定園芸施設への加入を基本に、それぞれを組み合わせることで加入することができます。

- 農作物を栽培するためのパイプハウスや鉄骨ハウス及びガラスハウス。雨よけ施設も可。
※所有または管理する施設の合計が1アール以上
- 暖房施設やかん水施設など、農作物の栽培に必要な施設(附带施設)
- 修繕や復旧時に行う撤去作業の費用を補償する「撤去費用」にも加入できます。
※補償額の算定基礎には、次の単価を用います。(㎡当たり)
ガラス室…1,200円/パイプハウス…290円/鉄骨ハウス…880円

加入期間(共済責任期間)

原則として、共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間です。
被覆期間に関わらず、**被覆していない期間も含めて通年加入**となります。
被覆計画は、加入申込時に申請をお願いします。

対象となる災害

風水害 ひょう害 	雪害 	火災 	破裂及び爆発
航空機の墜落 車両の衝突 	地震等その他気象上の原因 	鳥獣害 	病虫害(内作のみ)

補償額(共済金額)

共済金額は次の式により、1棟ごとに算定します。

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合(補償割合)}$$

*「共済価額」とは、共済責任期間開始時における時価額です。
施設本体や被覆材または附带施設等ごとに、時価現率などを用いて算出します。
*復旧費用に加入いただくことにより、耐用年数内の施設本体は、再建築価額の80%まで補償出来ます。

小損害不てん補の金額

棟ごとに①3万円(または共済価額の5%)、②10万円、③20万円、④50万円、⑤100万円のいずれかを加入申込時に選択できます。
*1棟ごとの損害額が、選択した小損害不てん補の金額を超える場合に、共済金が支払われます。
*選択する金額によって、掛金が異なります。
*50万円、100万円については、共済価額が小損害不てん補の金額を超えている場合のみ選択できます。

共済掛金

共済掛金は次の式により、1棟ごとに計算します。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}^{(*)}$$

(※1)共済掛金率は、選択した小損害不てん補ごと、被覆・未被覆期間ごとに異なります。
*被覆・未被覆期間の掛金は、月単位で算定します。
*農業者ごとの危険段階掛金率(※2)を適用しています。
(※2)加入者一人ひとりの過去の被害実態を基礎に設定する掛金率。共済掛金の負担の公平化をはかります。
*時価額部分と撤去費用部分の掛金は、国が共済金額1億6千万円までを限度に、50%を負担します。
ただし、復旧費用部分の掛金は、全額農家負担になります。
*農家負担掛金の全額が、税金控除の対象となります。
*プラスチックハウスⅡ類のうち、骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプにより造られている施設は掛金の割引措置があります。

共済金の支払い



1棟ごとに、次の算式により共済金が支払われます。

①時価額補償分

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額(補償額)}}{\text{共済価額}}$$

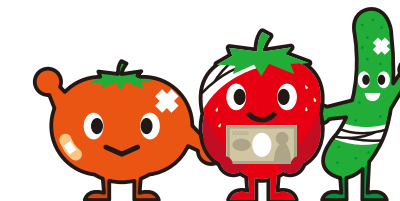
※被覆材の被害額の算出にあたっては、自然消耗割合が適用される場合があります。

②復旧費用分

復旧費用はハウスや附带施設を修繕、または再建した際の領収書と損害割合をベースに支払います。

③撤去費用分

撤去費用に加入いただいた場合は、廃材等の撤去作業終了後、領収書等を用いて損害額を算出します。
(ただし、撤去に要した金額が100万円を超えたとき又は施設本体の損害割合が50%(ガラス室は35%)を超えたときのいずれかに該当する場合に限り。)



*共済金は**災害発生の都度**支払われます。
*共済金は**1棟ごとの損害額が選択した小損害不てん補の金額を超える場合**に支払われます。

共済金が支払われるまで

